社会福祉法人徳美会　行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働き易い環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

１．計画期間

令和３年４月１日～令和８年３月３１日までの５年間

２．内　　容

目　標１　育児休業後の職場復帰に向けての情報提供及び相談会の開催

対　策　　・職場復帰前に各事業所担当者との相談会を開催

目　標２　年次有給休暇の取得促進（一人当たり年間平均７日以上）

対　策　　・前期５年間での有給休暇取得について、平均取得６日までを達成した。
今期も継続して７日以上の取得を目指し、有給の取り易い職場環境を推進する。
・事業所ごとに有給管理を徹底し、関心を高める。

目　標３　インターンシップの受け入れ

対　策　　・各事業所で小学生、中学生、高校生のインターンシップの受け入れを行う。

女性活躍推進法行動計画

１　計画期間

令和３年１０月１日～令和８年３月３１日

２　目標と取り組み内容

（分類１）　女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

内容　管理職に占める女性労働者の割合

目標　管理職に占める女性労働者の割合を現在の２３．６％から１５％引き上げる。

（分類２）　職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

内容　有給休暇取得率

目標　有給休暇取得率を令和２年度で約４８％今後も平均で４０％以上を目標とする。